

ロゴマーク等取扱要項

令和4年12月6日学長決裁
(令和7年5月12日最終改正)

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人島根大学（以下「本学」という。）のシンボルマーク及びロゴマーク（以下「ロゴマーク等」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(シンボルマーク及びロゴマーク)

第2条 本学のシンボルマークは、別図のとおりとする。

2 ロゴマークとは、シンボルマークとロゴタイプ（文字を図案化したもの）をあわせたもので、別に定めるデザインマニュアルによる。

(使用手続)

第3条 本学のロゴマーク等を使用しようとする者は、事前に島根大学ロゴマーク等使用許可願（別紙様式。以下「許可願」とする。）を学長に提出し、許可を得るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本学の役員及び教職員（職員就業規則（平成16年島大規則第7号）第3条第1項に定める職員をいう。）が職務の範囲内でロゴマーク等を使用する場合、学生が学業又は就職活動の範囲内でシンボルマークを使用する場合並びに学内学生団体（学生の厚生補導に関する規則第7条により学長の承認を受けた団体）が活動の範囲内でロゴマーク等を使用する場合は、前項の手続を要しない。

(使用許可)

第4条 学長は、前条第1項の許可願の提出があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を許可するものとする。

- 一 本学の信用若しくは品位を傷つけ、又はそのおそれのある場合
- 二 公序良俗に反し、又は反するおそれのある場合
- 三 特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがある場合
- 四 その他学長が適当でないと認める場合

(遵守事項)

第5条 ロゴマーク等の使用に当たっては、ロゴマーク等の品位及び尊厳の保持に努めるとともに、次の各号に掲げる事項及び著作権法（昭和45年法律第48号）に定める事項を遵守しなければならない。

- 一 ロゴマーク等の形状及び色彩は、別に定めるデザインマニュアルに従うこととし、改変しないこと。
- 二 本学の同意なしにロゴマーク等を第三者に使用させないこと。

(使用の許可の取り消し又は停止)

第6条 学長は、第4条の規定に基づき使用を許可した後、当該使用許可に基づきロゴマーク等を使用する者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該使用許可を取り消すものとする。この場合において、学長は使用者に対し、使用

停止及び使用者の責任による使用物件（ロゴマーク等を使用した物品をいう。）の回収等必要な措置を求めることができる。

- 一 本学の名誉を傷つけ、又はそのおそれがある場合
- 二 第3条第1項により提出した許可願の内容に虚偽のあることが判明した場合
- 三 第4条各号に定める事由に該当するに至った場合
- 四 第5条各号に定める事項を遵守していない場合
- 五 その他この要項及び著作権法に定める事項に違反した場合
（営利目的での使用）

第7条 営利目的でのロゴマーク等使用を許可する場合は、別に定める営利を目的としたロゴマーク等使用に関する要項により手続きを行うものとする。

（事務）

第8条 ロゴマーク等に関する事務は、企画部企画広報課において行う。

（雑則）

第9条 この要項に定めるもののほか、ロゴマーク等の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和4年12月6日から実施する。

附 則（令和6年7月18日一部改正）

この要項は、令和6年7月18日から実施する。

附 則（令和6年11月14日一部改正）

この要項は、令和6年11月14日から実施する。

附 則（令和7年5月12日一部改正）

この要項は、令和7年5月12日から実施する。

別図 シンボルマーク（第2条関係）

